

消費生活センターだより

ガスの点検に注意！？

第117号
令和6年7月

契約中のガス会社や市役所から委託を受けているという業者から、給湯器の点検や交換を迫られたという相談が増えています。



無料で点検

いたします！

【事例】

・「市役所の依頼でガスの無料点検を行っている。」と知らない業者が訪ねてきた。市役所が依頼した業者なら安心だと思い、点検を依頼した。点検後、「給湯器が劣化してガス漏れしそうになっている。すぐに交換しないと危険だ。今日決めてくれれば割引もする」などと言われて不安になり、40万円で契約してしまった。後日、市役所や契約中のガス会社に確認したところ、そのような点検は依頼しておらず、交換費用も高額だと言われた。

～アドバイス～

- ・電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には注意しましょう。契約中のガス会社や市役所から依頼を受けたと偽って連絡する業者もいます。
- ・ガス器具の点検を依頼したい場合は、契約中のガス会社やメーカー、販売店などに連絡しましょう。
- ・点検を断ることができず、訪問されてしまった場合でも、家にはあげずに、玄関越しに対応しましょう。
- ・交換等をすすめられても、契約はその場でしてはいけません。今必要かどうか、交換する機種のか能力や価格が適切なものか、よく検討してから契約しましょう。
- ・訪問販売の場合、クーリング・オフが適用される可能性があります。契約してしまっても、契約書面を受け取ってから8日以内に書面、FAX、メール等でクーリング・オフを業者に通知することにより、契約を解除できます。
- ・不安を感じたり、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019